

政令番号216 N,N-ジメチルアニリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和2年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						3.2E+2	320.0	320.0
8	茨城県						1.0E+4	10,000.0	10,000.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	3.7E+1			37.0	3.4E+1	9.6E+2	990.5	1,027.5
15	新潟県								
16	富山県						1.1E+3	1,100.0	1,100.0
17	石川県								
18	福井県						5.3E+1	53.0	53.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県						1.9E+3	1,900.0	1,900.0
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府	3.2E+1			32.0	1.0E-1	8.4E+1	84.1	116.1
27	大阪府								
28	兵庫県						2.9E+1	29.0	29.0
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1	2.0E-1	4.8E+2	480.2	480.3
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県						1.3E+3	1,300.0	1,300.0
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		6.9E+1			69.1	3.4E+1	1.6E+4	16,256.8	16,325.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。